

税の取り方と使途 ～医療など社会保障充実の財源～

元立正大学法学部教授・税理士 浦野広明

憲法はすべての法の頂点にある根本法であり、法をめぐる一切の問題は憲法の中に詰まっている。憲法を見ると、次の二つの条文に「税」という言葉が出ている。「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」(30条)「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」(84条)。つまり、税金は法律の明確な規定がなければ課されることがない。

一 納税者の権利

広義の納税者の権利は税の取り方(税負担)とその使途に関する権利である。

1. 税の取り方(税負担)

憲法が考える税負担の原則は応能負担原則(応能原則)すなわち、担税力に応じて税を支払うという考えである。応能原則は、憲法14条に加えて、13条【個人の尊厳、幸福追求の権利の尊重】、25条【生存権、国の生存権保障義務】、29条【財産権の保障】などを憲法上のおもな根拠とする。

国税、地方税、目的税といえる社会保険料(健康保険、国民健康保険、介護保険、雇用保険、公的年金等の掛金、公務員の共済掛金、労災保険料)などは、すべて応能原則により課することが求められる。

大多数の国民の幸福に結び付く国民本位の税制改革は、所得課税(所得税・法人税等)における総合累進課税の回復が最重要である。そうすることでのみ、社会保障の財源が生まれる。

(1) 応能原則の中心は所得課税

応能原則は、所得税や住民税の場合、①高所得者には高い負担を低所得者には低い負担を求める。②同じ所得であっても、原則として、給与など勤労所得は税の負担能力が低いから軽く、利子・配当・不動産などの資産所得は負担能力が高いから重い負担とする。③最低生活費・生存権的財産には課税しないことを求める。

憲法13条の後段は、「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。この公共の福祉による制約を認めつつ最大の尊重を必要とするという規定は、人権の不可侵性の現実的意味を示す。つまり、「最大の尊重を必要とする」ということは、人権の制約は「必要最小限度」でなければならないことを意味するから、最低生活費・生存権的財産には課税してはならないということである。

(2) 応能原則と累進税率

応能負担原則を支える税率構造は累進税率である。累進税率には、単純累進税率と超過累進税率の二つがある。単純累進税率は、課税標準が一定額以上になると、課税標準の全体に高い税率を適用する。超過累進税率は、課税標準に段階的な区分を設け、段階ごとに異なる税率を適用する方式である。

(3) 応能負担原則の緊急性

自民党は22年7月の参院選公約で、軍事費を5年以内にGDP比2倍以上、つまり現在の約5.4兆円を11兆円以上に引き上げるとした。ロシアの侵略戦争は武器売人（死の商人）を狂喜させている。かれらにとって軍事予算は、高い単価設定の売上高の標的である。

東京海上アセットマネジメントの平山賢一氏の分析では、終戦前年1944年度は国の借金の経済規模に対する比率は204%であった（東京新聞2019年12月17日付）。日本の財政状態は終戦時を上回る（図）。

2021年の債務残高の国際比較：対GDP比（財務省「財政に関する資料」）

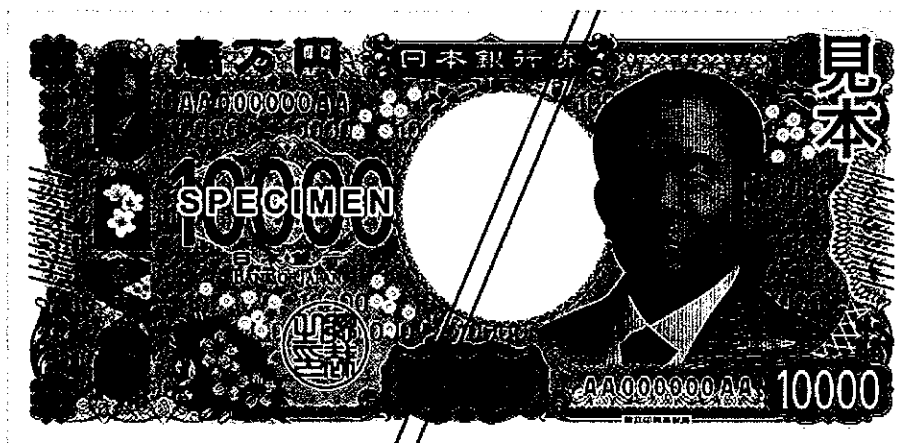
日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
256.5	132.8	107.1	70.3	115.2	157.1	116.3

(4) 膨大な債務消失策

太平洋戦争時の膨大な債務消失策について、山田博文群馬大学名誉教授はおおむね次のように説明している。

①1946年2月、預金封鎖・新円切り替え。タンス預金は使用不能。預金引き出しは世帯主でも月額300円（現在の12,000円）に制限 ②1946年12月、最高税率90%の財産税が金融資産・田畑・山林・家屋に課税 ③インフレによる債務解消。終戦4年目には物価は約220倍。政府債務は220分の1に減少（しんぶん赤旗22年10月20日）。

政府は2024年7月3日に千円札、5千円札、1万円札の新札化、500円の新硬貨化を行う予定である。政府に第2次大戦時の債務消滅策を実施する危険がないとは言えない。国民生活破綻へのみちである。そうさせないために、応能負担原則の実現とそれにとまなう消費税の縮減、インボイスの形骸化が急務となる。



(5)応能原則違反例

①国保料値上

厚生労働省は、自営業者などが加入する国民健康保険（国保）について、年間の保険料の上限を25年度、2万円引き上げて89万円とする方針である増額はいまも高すぎると問題になっている全員の国保料を増やす地ならしである。国保料を払えずに保険証を取り上げられ、医療機関を受診できずに病状が悪化、死に至る痛ましいケースも後を絶たない。

②扶養控除の縮小

高校生（16～18歳）の子どもがいる世帯の扶養控除は、所得税が現在の38万円から25万円（26年から）、住民税が33万円から12万円（27年から）に縮小される。児童手当の「拡充」を利用した増税策である。

③インボイス

インボイス制度は、年間売上高1,000万円以下の免税事業者に、課税を押し付けようとしている。しかし、インボイスは国家が認める請求書（適格請求書）しか認めないとする制度で営業の自由侵害の極致（憲法第22条違反）。だから準憲法規定である税制改革法第10条第2項はインボイスの有無に関係なく仕入税額控除をせよと規定している。

④窓口負担

保険料を払った上で、なお窓口で金をとるのは日米ぐらいである。窓口の重い負担に治療中断や受診の手控えが起きている。

窓口負担ゼロの国	窓口負担がある国
イギリス、イタリア、オランダ、オーストラリア、カナダ、ギリシャ、スペイン、ドイツ、デンマーク	米国:全国民をカバーする公的保険はない 日本:未就学児2割、小学校～69歳3割、70歳以上1～3割

出所:ゼロの会(事務局団体・神奈川県保険医協会) 一部、初診時や薬剤費の負担がある国がある。

2. 税の使途原則

憲法が考える税の使途原則は、「全税が福祉社会保障目的税」だということである。なぜなら、憲法前文は、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認している。憲法9条は「国権の発動たる戦争」の永久放棄を、戦力不保持および国の交戦権の否認と一体となった形で規定しており、さらに憲法25条は生存権を明らかにしている。このように憲法は平和と福祉を重視している。したがって、国民が納税の義務を負う（憲法30条）のは、払った税金が平和に生存するために使われることを前提にしている。

現在の憲法になって、税金は、国民の代表がつくる法律（国民の同意すなわち国家権力と国民の契約）によることになった。しかし、日本国憲法（1947年施行）制定から80年近くになるにもかかわらず、税金が契約だという考えはなかなか確立していない。

(1) 太平洋戦争前後の動き

1931年：関東軍（満州〈現、中国東北地方〉）に駐屯した日本の陸軍部隊は自ら柳条湖で南満州鉄道を爆破、中国を攻撃し交戦状態をつくり、やがて満州を占領「満州国」と称する政権をつくった（満州事変〈中国では「偽満州」といっている〉）。満州事変以後の一連の戦争を「十五年戦争」とよんでいる。

1933年：中国の提訴によって、国際連盟が日本軍の撤退を勧告したが、日本はこれにしたがわず国際連盟を脱退。

1936年：日本はドイツと防共協定、ついでイタリアが加わった（三国防共協定＝独裁主義陣営）。

1937年：盧溝橋（北京市郊外の橋）で起きた日本軍と中国軍の衝突で、両国は全面的な交戦状態に入った。

1938年：3月国家総動員法制定。同法は、戦時に際し国防目的達成のため、国内の人的および物的資源を統制、運用することを目的とした。労務、賃金、物資、物価、企業、運輸、貿易などについて統制の権限を政府に与えたもので、これに基づき、多くの勅令が発せられた。1945年12月20日に廃止された。

1939年：ナチス・ドイツのポーランド侵略をきっかけにイギリス・フランスなどの連合国とドイツとの間に第二次世界大戦がはじまった。

1940年：近衛文麿内閣はドイツ・イタリアと三国軍事同盟を結ぶ。

1941年：東条英樹が内閣組織（10月18日）。11月5日、御前会議（旧憲法下で、国家の重大時に、天皇の出席のもとに、元老・主要閣僚・軍部首脳などによって開かれた最高会議）で対アメリカ・イギリス・オランダとの戦争では開戦後2年までしか成算がないと判断されたにもかかわらず開戦決定（注）。11月26日、アメリカ政府から、日本が中国から全面撤回することを求める覚書受領。12月1日、御前会議で開戦決定。12月8日、日本はハワイの真珠湾に奇襲攻撃、アメリカ・イギリスに宣戦布告、太平洋戦争が始まる。

十一月一日連絡会議状況

（上略）総理（大臣）ハ左ノ断定ヲ一応下セリ。二年ハ確實ナリ。三年以降ハ不明ナリ。統帥部ガ責任ヲ以テ言明シ得ル限度ハ以上ノ通りト了解ス。

（「十一月二日両総長及総理列立上奏^{あたら}参謀総長上奏資料」による）

(2)戦時体制の強化

日中戦争から太平洋戦争へと進み、軍事費の膨張は物すごく、戦争末期には国民所得の2倍にのぼる国家支出が計上され、国民負担は重くなりつづけた。軍需産業に国家支出が注ぎ込まれ、拡大を重ねた。

男子の徴兵が最大限行われる一方で軍事産業の労働力維持が必要となった。国民徴用令（1939年、国家総動員法に基づいて公布・施行された勅令。戦時における労働力確保のため、強制的に国民を徴用することを目的とした）にもとづき、非軍事産業労働者・学徒および未婚女子の組織である女子挺身隊^{ていしんたい}などが軍需産業に動員された。

生産が軍需産業に集中、海外からの輸入も閉ざされ、食料品その他生活必需品の欠乏は甚だしくなった。1941年にはコメの配給制度が実施、衣料・食料品その他生活必需品の自由販売は次第に停止された。

あらゆる自由な文化活動は停止、戦争謳歌の軍国調一色に。新聞・雑誌は検閲が強化、戦況の報告も大本営発表だけで、国民は戦争の真相を知らされず、熱心に協力するしか

かった。戦争政策を批判、平和を求める動きは官憲によりきびしく弾圧され、国民の間でも「非国民」とののしられ迫害された。

(3)国民生活の破壊

戦争の破局に近づくにつれ生活必需品は欠乏、人々は必死に食料の闇買いに血眼となった。空襲の激化、原子爆弾の被害は悲惨を極めた。

国民が生き地獄の苦しみに落ち込んでいる一方、一部の軍事らは特権を利用した生活を続け、また莫大な軍事費が軍需産業に支払われて、財閥に多大の利益を与えた。

43年（昭和18年）、在学中の徴兵適齢（旧兵役法で、前年12月1日からその年の11月30日までに20歳になった者で、徴兵検査を受ける義務が生ずる年齢）の学徒は徴兵され、中等学校生徒も軍需工場に動員された。空襲がはじまると、都市住民の疎開、国民学校（小学校）は閉鎖され学童疎開が行われ、子供たちは父母と別れて農・山村で不自由な生活をおくらねばならなかった。



学業を捨てて出陣する学徒

工場で働く女子生徒

(4)ポツダム宣言受諾

ヨーロッパでは43年9月8日、イタリアが連合国に降伏、45年5月8日、ドイツも崩壊、ヨーロッパにおいて第二次世界大戦が終結した。

45年7月26日、ドイツの首都ベルリン中心から26キロ先のポツダム（現在のポツダム市の人口は約18万人）で主要連合国会議が行われた。アメリカ、イギリス、中国の3首脳はポツダム宣言を発して日本に降伏を勧告した。日本がぐずぐずしている間にアメリカ軍は45年8月6日広島、9日長崎に原子爆弾を投下した。8月8日にはソ連が対日戦争に加わり、やっと日本は45年8月15日、ポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏した。

そしてアメリカは連合国の名で事実上日本を単独占領した。

(5)サンフランシスコ講和条約・日米安保

1946年11月3日には日本国憲法が公布され、翌47年5月3日に施行された。1951年9月8日日本と48の連合国は対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）を結んだ。講和条約は中国・インド・ビルマ（現ミャンマー）・ユーゴ・ソ連・ポーランド・チェコとは締結しない片面講和条約であり、同時に締結の日米安全保障条約（安保）とともに日本を対米従属下に置いた。アメリカの占領体制は安保体制（サンフランシスコ体制）へと移行した。アメリカは、占領下において憲法と反憲法的な占領命令で日本を二元的に支配していたが、日本は講和によって形式的に「独立」した。

日本は講和によって形式的に憲法による一元的支配の枠ができたが、アメリカは実質的に従来の二元的支配をするために反憲法的な安保条約を日本に強いた。そこで従来は占領命令の法形式でやってきた反憲法的政策を、安保条約の遂行という法形式で続けることができるようになった。

安保条約があることで、憲法の一元的支配は回復せず、反軍国主義的憲法と軍国主義的安保条約の二元的支配が継続した。安保体制はアメリカが日本支配の実質を維持する体制であり、その目的は占領政策と同様に一つは米軍の軍事基地の確保、もう一つの側面は日本社会を近代化させながら日本自体の軍事化を進めることであった。安保条約は平和憲法にとって最大の障害物となった。

安保条約から71年を過ぎた間の税制の歴史は、平和や生存権の理念を尊重しようとする人たちとそれを軽んじようとする人たちの間のせめぎあいの歴史であった。

二 納税者の権利侵害

1.岸田軍拡

岸田文雄首相は、内閣改造後の記者会見で2年間の政権運営を振り返り、「防衛力の抜本的強化に踏み出す決断をした」と豪語した(23年9月13日)。史上最悪のアメリカ言いなり・岸田政権が戦後史に残した最大の負の遺産＝安保3文書(外交防衛指針である「国家安全保障戦略」、防衛方針である「国家防衛戦略」と自衛隊の体制や5年間の経費の総額などをまとめた「防衛力整備計画」の3つ)に基づく「戦争国家」づくりを本格的に進めるため、24年度予算に7兆9,172億円もの軍事費を計上した。

岸田政権が2022年12月16日に閣議決定した「安保3文書」は、①憲法9条、②日米安保による日米軍事同盟、③日本外交、④防衛費、四分野において、安倍軍拡を超え、新段階に踏み入った(詳しくは、渡辺治「岸田自公政権を倒して軍拡・改憲政治を転換しよう」日本民主法律家協会『法と民主主義』2024年1月5日発行)を参照のこと)。

下記は「戦争をしない」と国民と世界に宣言した憲法体系を根幹から覆す安保3文書の概略である。

(1)文書は「戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換」と表現 (2)相手国の領土を直接攻撃する「反撃能力」(敵基地攻撃能力)の保有 (3)「反撃能力」には安保法制で定めた集団的自衛権行使の適用可能 (4)「反撃能力」は日米協力で対処 (5)アメリカ製巡行ミサイル「トマホーク」の導入 (6)「反撃能力」発揮とミサイル防衛の一体化⇒アメリカ推進の「IAMD(米国が推進する防衛構想。弾道ミサイルや巡航ミサイル、航空機、無人機など空からの脅威に、イージス艦や早期警戒機、地上配備レーダーなどの情報を統合し、敵の攻撃を阻止する。統合防空ミサイル防衛)」の導入 (7)沖縄の陸上自衛隊第15旅団を師団に改組・強化 ※師団は、陸上自衛隊の基本的な作戦部隊であり、普通科、特科、機甲科などの戦闘部隊や後方支援部隊からなる諸職種が連合した部隊で、地域や期間的に独立して、一正面の作戦を遂行する能力を保有する(定員約6,000名～9,000名)。旅団は、基本的には師団の規模を縮小したものをいう(定員約3,000名～4,000名)。 (8)航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」に改称・改組 (9)2027年度には、軍事費を国内総生産(GDP)の2%に (10)23年度から5年間の軍事費総額は43兆円

(1) 安保3文書の四つの危険

①憲法を投げ捨て

自衛隊を集団的自衛権の行使により、中国との軍事対決の前線を担う「戦争する軍隊」へと改造する。そのために「反撃能力の保有」として、長距離ミサイルの保持とその部隊創設、全国130の弾薬庫設置、敵の行動を察知する軍事衛星群の保有、中国との戦争の前線基地となる沖縄をはじめとした全国の基地の要塞（軍事施設）化、民間航空の軍事利用をする。

②戦争する国へ

軍事費の対GDP（国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額）比1%枠を大きく突破。兵器購入のため軍需産業の強化・支援、国際共同開発の武器輸出の実現化、軍事研究強化の大学改変、学会の改変。

③日米安保体制の明確化

中国を念頭にアメリカの戦争に自衛隊が武力攻撃で参戦する後方支援ではなく、攻守同盟となり、在日米軍基地は対中軍事作戦の出撃・反撃拠点に強化・拡大。

④従属同盟と攻守同盟

従属同盟と攻守同盟の両面で従属的、危険な同盟に進行。加えて日米豪の準軍事同盟、日米韓同盟、QUAD（日米豪印対話）、NATO（北米2か国と欧州29か国なる軍事同盟）との共同という、アジア版NATOへの拡大。

(2) 大軍拡、増税、国民負担、くらし破壊

①「戦争する軍隊」づくり

大軍拡をするには増税と暮らしに不可欠の支出削減である。自衛隊の改造、軍需産業支援をやるには、5年で43兆円（年8兆6,000億円）、対GDP比2%の大軍拡という質的に異なる段階。

②社会保障費大削減

岸田政権における大軍拡の財源は、暮らしに不可欠な支出を削減し軍事費に回すか、大衆増税である。岸田政権は増税に頼らない「歳出改革」を強調するが、歳出改革の痛みは増税と同じである。一般会計歳出総額は112兆円、そのうち社会保障費が37兆円、軍事費に回すためにはここを減らすしかない。

目を付けられたのが医療費である。財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の財政制度分科会は、2024年度の予算編成に向けた意見書（建議）で、医療機関の収入である診療報酬について「マイナスが適当」と主張した（2023年11月20日）。

診療報酬は、病院や診療所などの医療機関が行った手術や検査、薬などの保険医療サービスに対する公定価格（一般企業の売上）のこと。医療機関は、患者の窓口負担分以外の医療費を「保険者」に請求し支払を受ける。

保険者は、公的医療保険制度の用語で、医療保険事業を運営するために、加入者から保険料（保険税）を徴収したり、加入者に対して各種保険給付を行ったりする実施団体（事業主）をいう。会社員等の健康保険の場合は「健康保険組合」又は「全国健康保険協会」、自営業者・退職者・農業従事者等の国民健康保険の場合は「市町村」または「国民健康保険組合」、公務員・教員等の共済組合の場合は「共済組合」などである。

(3) 核保有

核の危機の時代において、核保有自体が、人間の平和に生きる権利の最大の脅威である。ニューヨークの国連本部でから開かれていた核兵器禁止条約第2回締約国会議は、政治宣言や活動方針などを採択して閉幕した（2023年11月27日）。日本政府は不参加を決め込み、アメリカの核を肯定し、その核の傘の下で平和になると考えている（核抑止論）。最悪の場合日本を核戦争の渦中に巻き込む。

(4) 輸出ゼロ税率

事業者が行う輸出売上は消費税率が0%である（消費税法7条）。その結果、トヨタは1円も消費税を払わず、7,742億円の還付を受けている。

トヨタ(単独決算)の消費税計算(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1.課税売上	14兆0,769億円
【売上に対する消費税】	
(1)輸出売上10兆5,577億円(売上の75%)×0%	0円
(2)国内売上 3兆5,192億円(売上の25%)×10%	3,519億円
(1) + (2)	3,519億円
2.課税仕入	11兆2,615億円
【売上に対する消費税から差し引く金額】	
11兆2,615億円×10%	1兆1,261億円
3. 納税額	
1-2(納税ではなく還付)	▲7,742億円

(注)1.課税仕入額は売上高の80%とみなした。2.軽減税率は考慮していない。

2.無意味な実用性のない法解説

日本の法学は、日本で重要な意味をもつ争いの法的解釈について研究すべきである。日本で問題がほとんど起こらないような法律論の研究にエネルギーをさいても実用的には意味がない。残念ながら、実用性のない法解説や税務署の動向解説が現に拡散している。日本の法解釈学者・実務家は、意外に実用性の自覚がない。

日本の現実社会では、どのような争いが現に重要な問題となっており、どのような法的解釈が迫られているかということから出発しなければ、本当に実用的な法学といえない。ところが、教科書や論文などをみると、日本の社会であまり争いもなく、したがって裁判例も少なく、実用性の乏しいと思われる問題に力を入れ長々と解説し、逆に実的に重要な意味のある問題を、あっさり片付けてしまうたぐいのものが満ちている。

3.所得税法56条

所得税法第56条は、納税者と生計を一（いつ）にする配偶者やその他の親族（家族労働者）が、その納税者の事業に従事して給料を得ても、原則としてその給料はその納税者の事業所得の計算上必要経費として認めない。そのうえ、その給料は家族労働者の所得としないこととしている。これらの扱いは白色申告者に対するものである。

つまり、現行税法のもとで個人経営白色申告者における家族労働の成果はすべて納税者

（世帯主）個人の収入として算定される。

一方青色申告を選択すると家族労働者へ支払う給料はその納税者の事業所得の計算上必要経費となる。そして、その給料は家族労働者の所得となる。個人事業者が会社を作れば本人や家族労働者への支払いは法人の損金（費用）に算入される（同法第57条）。

庶民に重い税金をかける租税政策によって、名目賃金・名目所得を国家に吸い上げる。労働者・個人事業者の生活を左右する実質賃金・所得は、国家政策のシステムによって決定される。ここでは名目賃金・所得と実質賃金・所得との開きがいちじるしくなる。所得税法第56条も名目所得を国家に吸い上げる規定である。

4.消費税

消費税が社会保障を支えている、借金（国債）を後世に残してよいか、などと言い、消費税の維持増税を唱える人がいるが、それは大きな誤りである。逆に消費税が社会保障を削減し借金を増やしているのである。

※世界一高い8%の食料品課税

わが国の消費税率は、ヨーロッパの国々と比べて低いといわれるがそれは偽りである。食料品の税率は、イギリス0%（標準税率20%）、ドイツ7%（同19%）、フランス5.5%（同20%）である。日本の消費税は国税収入の34.2%を占めており（2024年度予算）、標準税率が20%のイギリスの国税収入に占める割合は25.6%（2018年度実績）である。

ヨーロッパでは、図のように、①非課税→土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉など、②ゼロ税率・低税率→食料品、水道水、新聞、雑誌書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器など、となっている。

品目別の消費税課税

	イギリス	ドイツ	フランス
標準税率	20%	19%	20%
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便等
低税率	0%（食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、住宅の建設、障がい者・視力障がい者用機器等） 5%（家庭用燃料および電力等）	7%（食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、宿泊施設の利用等）	2.1%（新聞、雑誌、医薬品等） 5.5%（書籍、食料品等） 10%（旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等）

出所：藤井大輔他編著『日本の税制』【令和2-3年度版】財経詳報社

5.自民党の政治資金パーティー

自民党の政治資金パーティー（裏金集会）の税金問題は、自民党の派閥が「裏金集会」の収支について、①政治資金規正法による政治資金収支報告書への過少または不記載、②派閥の所属議員が、販売割当額を超えて集めた収入を「裏金」として着服することを組織的に続けてきたもので、脱税という以下の重大犯罪である。

①法人税

利益率が8割前後にもなる裏金集会は、法人税法が規定する収益事業のうちのイベントなどを行う「興行業」に該当し、利益（所所得）に法人税、法人住民税・事業税が課される。

②所得税

裏金は全額が雑所得として所得税、住民税が課される。

③消費税

消費税の納税義務は、事業者が事業をおこなっている場合に課税されるのであり、当然裏金集会は興行業という事業であり課税される。

④附帯税（地方税は附帯金）

延滞・重加算税（金）が課される。

⑤課税期間

裏金集会に係る課税は偽計行為によるものであるから、7年間課税される。

⑥脱税の刑事罰

偽計行為により脱税した場合、所得税法第238条、法人税法第159条および消費税法第64条によって「10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれを併科」に処される。

⑦罰せられるのは国会議員

裏金集会について、会計責任者がやったことだという議員がいるがとんでもない。会計責任者は単なる名義人であって、利益の帰属は実質の集会主催者の議員である。責任を問われるのは議員、それが法的実質主義である。

⑧国税庁の責任

課税庁は、国税の犯則調査により犯則があると思料するときは、検察官に告発する必要がある（国税通則法第155条）。

⑨検察官の責任

課税庁が検察官に告発することにより、犯則調査の段階で作成された調書、差押物件やその目録等は、検察官に引き継がれる（国税通則法第159条）。検察官は刑事訴訟法に基づき刑事事件として捜査し、検察官が起訴（公判請求）をしなければならない。

6.企業・団体献金

日本の政党の大部分は、企業、地域社会、労働組合、宗教などさまざまな集団と深く結びついている。「企業も社会的存在」「献金は市場経済体制を守るため」などといわれる。企業や団体の行う政治献金の裏には利益誘導がある。政治献金と「見返り政治」は表裏一体である。

企業等の政治献金は、実質的にみるなら企業等の参政権（政治に参加する権利）行使である。実際には政治献金の方が投票権の行使以上に大きな力を発揮する。国民主権の日本国憲法のもとでは、参政権は主権者である国民のみが有する権利である。

憲法は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と議会制民主主義をうたっている（第41条）。企業等が行う政治献金は、主権者である国民の参政権を侵害し、憲法の議会制民主主義を形だけのものとする。そこでは、「国民主権」ではな

く企業等寄りの議員により「企業等主権」の政治が行われ、議会制民主主義が侵される。

三 民主主義の自覚

1. 自覚症状

反民主主義の強化がどんどん進んできたところに、今日の日本の不幸がある。例えていえば、病気は早期発見されれば直りが早い。しかし、病気によっては、自覚症状があらわれず、元気なつもりで働いているうちに、病気が根深くなり、自覚症状が出た時には、もはや手がつけられない場合がある。軍国主義的・反民主主義的体制の強化という社会病も自覚症状がおそい病気である。

私たちが、個人の生活だけに気を奪われ、生活をしているまさにその間に、社会内部の病毒は確実にひろがっているのである。そのことに今、気がつかず、気がついたときには、もうおそく、破局が一挙にやってくるかもしれない。現代とはまさしくそういう時代である。

2. 体質改善

そうならないためには、私たちの体質を改善し、わずかな病気にも敏感に反応できるようにしなければならない。個人の病気でも、小さい徴候に気をつけ、体をいたわる人は案外長生きする。外観的健康状態を過信して病気に鈍感な人は、大病にとりつかれがちである。人間の主体的在り方からいえば、民主主義とは、人が自分の体に対すると同じくらいのいたわりをもって、自己の生きている社会を大切にし、ささいな病気の徴候をも敏感に見逃さず、それが広がらないうちに治療し、社会が健康な状態で発育してゆくよう配慮する、ということにほかならない。個人の生活には敏感だけれど、社会のことには鈍感だというのは、残念ながら、大切なことを忘れた不健全なことである。

もちろん個人生活を大切にすることは、大変いいことである。現代は、個人の生活が密接に政治や社会の問題と結びついている時代である。それなのにどうして、個人のことに敏感でありながら、社会のことには鈍感であるという奇妙なちぐはぐが生ずるのであろう？これにはいろいろな理由があるが、一つ言えることは、日本人の生き方に関連する。生きてゆくということは、自らの手で積極的に創造するものだという思想が日本では伝統的に弱かった。人々が主体性をもって家庭をつくり、社会をつくり、国家をつくるのだという在り方は、第二次大戦前において存在しなかった。

天皇制のもとで、国政はおかみから与えられるもので、人民がつくるものでなかった。他人まかせは、必然的に無責任と結びつく。国民が政治をつくるものであるなら、政治の結果に国民は責任を負わねばならない。おかみの政治であるから責任を負えない。うまくゆかないのは自分のせいではないといって逃げることができる。

3. 「与えられた立場」から「つくる」立場へ

他人まかせと無責任の伝統は、日本人の消極的な生き方として、今日でも民主主義の成長を妨げている。新しい資本主義・デジタル社会とか何か新しそうなことをいってみても、上から与えられたものが、天皇の恩恵から大企業のつくりだす経済に変わっただけで、生

活が「つくる」生活でなく、「与えられた」生活であるという伝統は変わっていない。

小は、身のまわりの生活から、大は国家社会の政治にいたるまで、私たちの生活構造がかわり、「与えられた」生活から「つくる」生活への転換がなされたとき、日本人は本当の意味で民主主義をものにすることになる。

ひとたび、つくる立場をとるなら、良い家庭をつくりたいと個人的な願いは、結局は良い社会をつくりたいという社会的願いにつながり、良い社会をつくるためには良い政治を私たち自身の手でつくり出すいいがないことがしみじみ分かる。

人生において、つくるということがどんなに困難であるかを知る人のみが、つくることの真の喜びを知っている。たとえば一つの論文をつくる場合であってさえ、出来上がった長さの何倍もの書き損じのうえで、やっと成果がでるのである。生みの苦しさを避け、書き直しもしないで書かれた論文などにろくなものはない。

政治運動もそうである。初めて国民がつくる立場でたたかった闘争で、たちまち思いどおりの成果が出ると考える方が、もともと虫がよすぎることなのである。

だからといって、どうしてそれが無意味だといえよう。論文を書く人が、書き損じて、たくさんの原稿を棄てたといつて、無意味どころか、棄てられた紙くずの集積の上にのみ大きな業績が達成される。政治運動もまた、一見無駄にみえる無数の実践と挫折の繰り返しの上にのみ、目的が達成しうることを心に刻むべきである。

実際の税・財政は国家権力の手のなかにあり、権力を動かさなければ、実現しない。納税者の権利をつかみとることこそ、憲法第13条の「幸福追求に対する国民の権利」である。憲法は「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」(97条)、この自由と権利は「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(12条)としている。憲法を生かす運動にこそ未来がある。

4. 24年度一般会計と税財政

次は24年度一般会計予算である。予算の税収は歳入合計の61.83%しかない。その税収の38.80%は国債費(元利支払)に消えてしまう。歳入不足の原因は大企業・富裕層から応分の税金を取っていないからである。借金の支払で首がまわらないから、庶民増税が進行し、社会保障削減されるのである。政府は、これまで60年以上にわたって、軍事費を「国内総生産(GDP)比1%以内」にとどめてきた。それが24年予算の軍事費は7.91兆円となり、実質GDP比で1.41%となった。

2024年度一般会計予算案(2024年3月28日成立)

歳入		歳出	
税収	69兆6,080億円	社会保障	37兆7,193億円
その他収入	7兆5,147億円	軍事費	7兆9,172億円
国債金	35兆4,490億円	その他	39兆9,262億円
		国債費	27兆0,090億円
合計	112兆5,717億円	合計	112兆5,717億円

(1)大企業の合法的税回避(脱税)

不公平な税制をただす会の共同代表である菅隆徳税理士は、わが国の利益上位20社の法人税負担（法人税・法人住民税・法人事業税）は、法定では所得の30.4%が課税されなければならないのであるが、実際には14.0%しか負担していないことを明らかにした（全国商工新聞2024年1月22日）。実に上位20社で2.813兆円もの合法的脱税が許されている。

なぜそんな極悪非道が許されているのであろうか。大企業は法人税の法定税率など眼中にない。大企業は法人税の一律税率（非累進税率）、研究開発減税をはじめ各種の租税特別措置や、外国税額控除、受取配当益金不算入などの制度により税を免れるのである。

(2) 税法ができる流れ

税法の大半は、毎年行われる「年度税制改正」（年度税制改定）で成立する。下記は成立までの流れである。

- ①各省庁は8月31日までに、財務省(国税)と総務省(地方税)に税制改定要望を提出する。提出された要望は9月～10月にかけて取りまとめる。
- ②10月頃から、新聞、税務情報紙・誌に税制改正の概要が掲載される。
- ③12月下旬頃に、最終的な改正案として、「税制改正の大綱」が閣議決定され、与党が「税制改正大綱」を公表する。
- ④24年度は2024年2月2日、2024年度税制改定法案が国会に提出された。
- ⑤同3月2日、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決された。
- ⑥同3月28日、両法案が参議院本会議で可決され成立した。

※消費税法成立の問題点

直接税中心体制を崩すことを先導したのは中曽根康弘氏である。

世界で初めて大型間接税（消費税）を導入したのは、ドイツ、フランスである。第1次世界大戦の戦費調達のためだった。軍事力強化を進める中曽根内閣は、大型間接税の導入をねらっていた。二枚舌を使った中曽根は、1986年7月の衆参同時選挙において「大型間接税はやらない」と「公約」し、衆院で300もの議席を獲得した。中曽根内閣は、この「公約」の舌の根の乾かぬ同年12月、売上税という名称の大型間接税の導入を決めた。

1987年4月の統一地方選挙は売上税が争点となった。自民党は前年の衆参同時選挙で「大型間接税はやらない」といいながら公約に違反したのであるから、国民は怒り、自民党を統一地方選挙で敗北に追いやった。

売上税は1987年5月に廃案、中曽根内閣は1987年11月6日に総辞職に追い込まれた。そして、中曽根は次の自民党総裁に竹下登氏を指名した。中曽根内閣の後に登場した竹下登内閣（87年11月6日～89年6月3日）は、1987年12月の閣議において防衛費のGNP（国民総生産）1%枠撤廃を決定し、防衛費が対GNP比1パーセントを突破する予算を組んだ。竹下内閣は、中曽根氏が大型間接税はやらないと国民をだまして獲得した300議席を力にして、1988年12月24日、公約違反の国税である税率3%の消費税導入を強行成立させた。この竹下内閣も消費税導入やリクルート事件（未公開株をめぐる贈収賄汚職）に対する世論の反発で、1989年6月には退陣に追い込まれた。

四 法は要求実現の道具

法は、人間が持っている目的や要求を実現するために、それを道具として使うことで、はじめて現実社会において意味を持つ。法は、実践を行うための道具（武器・有力な手段）であるから、それを使って何らかの実践的行動をしようとする人にとってのみ意味のあるものとなる。しかし、いくら良い武器を持っていても、その武器を使って闘わなければ武器の大切さはわからない。実際に敵が攻めてくるときに、武器をもって闘わず、その武器をかまえたまま、こんなにいい武器があると叫んでいるだけでは、たたかいは負ける。

1.適正手続

「適正手続は、誰もが法の適正な手続きによらなければ生命・自由または財産を奪われないという原則。日本国憲法は適正手続の規定を置き（31条、13条）、また、国家権力の行使者に対して憲法を尊重し擁護する義務を課している（99条）。1974年、衆院大蔵委員会（当時）は『税務行政の改善については税務調査に当たり、事前に納税者に通知するとともに、調査の理由を開示すること』とする適正手続に関する請願を採択した。また、行政手続法は、『処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること』を目的としている（1条）。課税庁が納税者に修正申告を勧めるなどの行為は行政指導であり、同法35条では『行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない』として適正手続がうたわれている。」（浦野広明「税務行政の適正手続」『知恵蔵・2014』朝日新聞社）

2.権利はつかみ取るもの

法律は、国民主権・議会主義の下では、国民の意思を反映し、表現するものとしてでき上がる。国民の大部分は、勤労者・年金者など（非支配階級）に属する人であるから、国民の意思とは、つまるところ非支配階級の意思のはずである。憲法第13条は、国民の権利として、生命、自由とならんで「幸福追求に対する国民の権利」をうたっている。憲法は「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（第97条）と、この自由と権利は「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（第12条）としている。納税者の権利は外からやってくるものではなく、自分がつかみ取るものである。われわれは、あくまでも主体的に幸福を追求する精神をもち続けなければならない。

(1) 法によって権利を守る

われわれは、社会に病理現象としての争いが生じたとき、その争いを法によって解決しなければならない。病気を治せない医者が存在理由をもちえないように、争いを法的に処理しえない法律家・実務家はまったく存在理由をもちえない。われわれは、法によって支配されると同時に、また法を通じて、自らの権利を守ることができる。

(2) 財源はある

応能負担原則（応能原則）の中心に位置するのは総合累進所得課税制度、つまり各種の

所得金額を合計して、所得額に応じた税率を適用し税額を計算するというものであり、これ以外の方法で真の税制改革はできない。

所得をもらさず集めて、所得が増えるにしたがって税率をだんだん高くするのが「総合累進所得課税」であるが、これを宮本憲一教授（大阪市立大学名誉教授、元滋賀大学学長）は「人類の叡智」といい、「これに代わる公平で民主主義的な税制がいまのところない」と述べている（宮本憲一・鶴田廣已編著『所得税の理論と思想』税務経理協会）

具体的財源計算

【所得税】

1) 申告所得税

2021年分申告所得税の課税所得〔200万円以下〕から上の階級について、おおむね1976年当時適用の税率を適用すると、12兆9,124億円の税収が確保できる（16兆7,060億円－申告納税額3兆7,936億円＝12兆9,124億円）。

2021年分申告所得税額の概算計算（おおむね1976年の超過累進税率適用）

課税所得階級	1976年の税率%	課税所得金額(1)	実際負担税率等(2)	納税額(1)×(2)
100～200万円以下	10・12・14	2兆2,961億円	5%	1,148億円
200万円超300〃	18	3兆0,912億円	14%	4,327億円
300〃500〃	18・21・24	5兆5,692億円	17%	9,467億円
500〃1,000〃	24・27・30・37・38	8兆8,051億円	25%	2兆2,012億円
1,000〃2,000〃	38・42・46	8兆1,557億円	36%	2兆9,360億円
2,000〃5,000〃	50・55・60	7兆8,861億円	52%	4兆1,007億円
5,000〃1億円超	75	10兆4,807億円	57%	5兆9,739億円
合計		46兆2,842億円		16兆7,060億円

※2021年分の課税所得階級は国税庁統計情報による。課税所得200万円超より上位の課税所得区分についておおむね1976年の超過累進税率を適用すれば16兆7,060億円の税収が確保できる。課税所得200万円以下については、低所得者を配慮するため10・12・14%の税率ではなく、2015年以後に採用された税率の最低税率5%によって計算した。2021年分の申告所得税の申告納税額は3兆7,936億円である。納税額は億円以下切り捨てた。合計額の不一致は端数切捨てによる。

2) 源泉所得税

源泉分離課税は、利子については1978年から1987年の間、配当については1978年から2002年の間の長い期間にわたり35%の税率が採用されていた。2021年度の利子・配当・株式所得に35%より低い30%の税率を適用しても11兆2,054億円の増収となる（17兆7,074億円－6兆5,020億円＝11兆2,054億円）。

消費税導入前の源泉分離課税による2021年分増収額（単位：百万円）

	①支払金額	②実際源泉徴収額	③30%源泉(①×30%)	④増収額(③－②)
利子	10,726,827	273,656	3,218,048	2,944,392
配当	36,843,659	4,555,194	11,053,097	6,497,903
投資信託	3,044,569	398,678	913,370	514,692
特定配当	2,885,584	429,509	865,675	436,166
特定株譲渡	5,524,043	845,002	1,657,212	812,210
合計	59,024,682	6,502,039	17,707,402	11,205,363

※国税庁統計情報に基づき計算した。合計額の不一致は端数切捨てによる。

3) 相続税

相続税は所得税の補完税的役割（所得の累積）がある。5億円超～100億円超の相続税の課税価格について1988年の相続税の最高税率を適用すると、1兆4,045億円（2兆5,726億円－1兆1,681億円＝1兆4,045億円）の増収となる。

2021年中に開始した相続税の増収額

課税価格階級	被相続人数	課税価格（単位：百万円）	納付税額（単位：百万円）
5億円以下	130,441	14,377,148	1,273,927
5億円超～100億円超	3,834	4,200,205	1,168,194
合計	134,275	18,577,353	2,442,121
上記5億円超～100億円超	3,834	4,200,205	2,572,625

※課税状況は国税庁統計情報による。1988年の相続税の最高税率は、取得分5億円超は75%で実負担率は61.25%（75%－6,875万円）である。2兆5,726億円は、4兆2,002億円×61.25%で算出した。

【法人税】

1. 累進税率による法人税収（2021年度）	3兆4,536億円
2. 地方法人税	2兆1,534億円
3. 総合計（1＋2）	3兆6,070億円
4. 2021年度の実際法人税収	1兆3,464億円
5. 財源試算による増収額（3－4）	2兆3,606億円

不公平な税制をただす会共同代表菅隆徳税理士の計算

【住民税】

2020年分申告所得税額の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用し概算計算すると、1兆6,090億円の税収が確保できる。

2021年分申告所得税額の実際所得による概算住民税計算（1974年の超過累進税率適用）

課税所得階級	課税所得金額（1）	所得別税率（2）	納税額（1）×（2）
200万円以下	2兆2,961億円	7%	1,607億円
200万円超300万円以下	3兆0,912億円	7%	2,163億円
300万円超500万円以下	5兆5,692億円	7%	3,898億円
500万円超1,000万円以下	8兆8,051億円	14%	1兆2,327億円
1,000万円超2,000万円以下	8兆1,557億円	15%	1兆2,233億円
2,000万円超5,000万円以下	7兆8,861億円	17%	1兆3,406億円
5,000万円超8,000万円超	10兆4,807億円	18%	1兆8,865億円
合計	46兆2,841億円		6兆4,499億円

※課税所得額は国税庁統計情報に基づき計算した。500万円以下は最低税率を適用し、5,000万円超は8,000万円超に含めた。住民税の概算収入額は課税所得金額46兆2,841億円に10%を乗じた4兆6,284億円とした。増収額は6兆4,499億円－4兆6,284億円＝1兆8,215億円となる。納税額は、億円未満は切り捨てた。合計額不一致は端数切捨てによる。

【所得課税の増収額合計】

法人税、所得税（相続税を含む）、住民税を総合累進課税にただけでも、下記の表に示した50兆4,044億円の財源が生まれる。23年度予算の消費税の税収23兆8,230億円がなくても十分な財源がある。消費税は廃止すべきである。

所得課税の増収額合計

税目	増収額	増収計算方法
申告所得税	12兆9,124億円	2021年分申告所得税の課税所得（200万円以下）から上の階級について、1976年当時適用の税率を適用した。
源泉所得税	11兆2,054億円	消費税導入前の源泉分離課税の税率30%を2021年度の源泉所得に当てはめて計算した。
相続税 （累積所得）	1兆4,045億円	2021年中に開始した相続税の課税価格5億円超～100億円超について1988年の相続税の最高税率を適用した。
法人税	23兆0,606億円	2021年度の法人税について、5段階（5%、15%、25%、35%、45%）の超過累進税率を適用した。
住民税	1兆8,215億円	2021年分申告所得税の実際所得に1976年当時に適用されていた住民税の累進税率を適用した。
合計		50兆4,044億円

(3)日本の納税者権利主張

市民革命を経験していない日本であるが、第2次大戦後、民主的税制の確立や違法な税務調査を許さないなどの運動が連綿と続いている。憲法・税法・行政法などの法の条文それ自体は単なることばにすぎないが、人間がある目的を果たすため、あるいは要求を実現するためには、法を道具として使うことによって、はじめて現実の社会において生かすことができる。

①税務調査の必要性

国税通則法は、課税処分を行うか否かの判断をする税務調査について、次の規定をしている。

国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。)は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる(第74条の2第1項柱書)。

税務職員は被調査者（納税者など調査を受ける人）の協力が得られるよう、事前に被調査者の都合を確かめることや調査の必要性を被調査者に説明しなければならない。

②犯罪捜査のようなことをしてはならない

また、税務調査を行う職員の権限について、次の規定をしている。

犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（国税通則法第74条の8）。

※刑事訴訟法第322条（供述書・録取書）

③税務運営方針

国税庁の「税務運営方針」（1976年）は税務運営の基本的考え方として、「近づきやすい税務署」でなければならないと下記のように述べている。このような態度で納税者に接

することは税務職員の義務である。課税庁は一貫して、「税務運営方針の徹底」を国会で約束している。

申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要であるが、そのためには、税務当局が納税者を援助し、指導することが必要であり、我々は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。また、納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところになければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦痛あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないよう、細心の注意を払わなければならない。

④72国会決議

調査を行うに当たって納税者に事前に通知することは適正手続の要請である。適正手続は、誰もが法の適正な手続によらなければ生命・自由または財産を奪われないという原則である。憲法は適正手続の定めをしている(第31条・第13条)。

第72回国会（1973年12月1日～1974年6月3日）において衆議院大蔵委員会（安倍晋太郎委員長）は1974年6月3日、次の請願を全会一致で採択した。課税庁にこの請願内容をまもらせることが重要である。

「中小業者に対する税制改正等に関する請願」

1. 税制改革について (1)現行の事業主報酬を改め、青色・白色を問わず店主・家族専従者の自家労賃を認め、完全給与制とすること。(2)大資本に対する特権的な租税特別措置を無くし、法人税を累進制とし、小法人の税率を大幅に引き下げること。
2. 税務行政の改善については、税務調査に当たり事前に納税者に通知するとともに、調査の理由を開示すること。

⑤世界における日本の役割

日本の役割はとても大きい。相手側に攻撃を思いとどめさす手段は、防衛力の増強・核の傘ではなく外交や経済関係の強化により国と国とが信頼しあうこと以外にない。憲法前文は、日本国民が「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べ、さらに全世界に国民が「平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認している。このことこそが日本国民の誇りである。